

## 一般職及び特別職の支給率等の改定経過

一般職				特別職				
改正年度	施行日 (経過措置考 慮せず。)	最高限度 支給率	削減率 (%)	改定有無 及び改定根拠	支給割合(給料月額に乗じる割合/年)			
					区長	副区長	教育長	
		90.00 月	-	-	-	-	-	
		80.00 月	11.1	-	-	600/100	400/100	300/100
S58 年度	S59.4.1	68.00 月	15.0	有	諸般の情勢に鑑み	480/100	340/100	260/100
S63 年度	H 元.4.1	62.70 月	7.8	無	-	-	-	-
H15 年度	H16.4.1	59.20 月	5.6	有	一般職最高限度支給率 68.00 月 59.20 月の削減率 13% (区長のみ 20%) を適用	380/100	300/100	230/100
H24 年度	H25.4.1	49.55 月	16.3	有	H24 年度一般職退職手当の試算に おいて、前回改定以後の平均削減率 9.2% (教育長端数調整有) を適用	340/100	270/100	210/100
H29 年度	H30.4.1	47.70 月	3.7					